

意見公募要領

1 意見公募対象

放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）（文化庁著作権課・総務省情報通信作品振興課）（以下「許諾推定規定ガイドライン案」といいます。）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会における検討を踏まえ、令和3年7月9日に許諾推定規定ガイドライン案が取りまとめられました。本案について令和3年7月14日（水）から同年8月3日（火）までの間、広く意見を募集します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄、文化庁及び総務省ホームページの「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見送付要領

（1）意見提出の方法

（2）の記載事項を記入の上、以下のいずれかにより御提出ください。

下記（ア）の場合は、意見提出フォームにて、下記（イ）（ウ）のいずれかの場合は、別紙3「回答様式」にて、意見提出期限までに提出してください。

なお、電話・FAXによる御意見の受付は致しかねますので、御了承ください。

（ア）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（イ）により提出してください。

（イ）電子メールを利用する場合

・電子メールアドレス

文化庁著作権課：chosaku_atmark_mext.go.jp

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課：rights_processing_atmark_soumu.go.jp

※e-Gov上の「関連資料、その他」に掲載されている「回答様式」のファイルにご意見を御記入の上、送付ください。

※「回答様式」中、回答欄が足りない場合は、適宜回答欄を広げていただいて構いま

せん。

※判別のため、件名は【許諾推定規定ガイドライン案への意見】と御記載いただきますようお願いいたします。

※添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

(ウ) 郵送する場合

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2
文化庁著作権課法規係 宛

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2
総務省情報流通行政局情報通信作品振興課流通調整係 宛

※e-Gov 上の「関連資料、その他」に掲載されている「回答様式」のファイルにご意見を御記入の上、送付ください。

※別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 記載事項

以下の事項を記載の上、上記(1)の方法に基づいて御提出ください。

- ・個人／団体の別
- ・氏名／団体名及び代表者の氏名
- ・住所／主たる事務所の所在地
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・各項目(※1)に関する具体的な御意見

(※1) 許諾推定規定ガイドライン案に基づき、以下の項目名に沿って御意見を御記入ください(御意見のない項目については、空欄で構いません)。

(※2) 提出意見は必ず日本語で記入してください。

【項目名】

- I. ガイドラインの趣旨・目的
- II. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項
- III. 許諾の推定に係る条件等について
 1. 放送事業者側に求められる条件・留意事項
 2. 権利者側の別段の意思表示の在り方
- IV. 許諾をしていないと証明し得る場合の対応について
- V. その他(留意事項)

5 意見提出期間

令和3年7月14日(水)から同年8月3日(火)まで

(郵送の場合、締切日の消印有効)

6 留意事項

- ・同一人物又は同一団体による同一意見が複数あった場合には、御意見が受け付けられない場合がございます。
- ・御提出いただいた御意見の趣旨や内容等について、個別に御質問等をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。
- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局 情報通信作品振興課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に

不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

文化庁著作権課法規係

電話：03-6734-2775

FAX:03-6734-3813

Eメール：chosaku_atmark_mext. go. jp

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課流通調整係

電話：03-5253-5739

FAX：03-5253-5740

Eメール：rights_processing_atmark_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。